

資料3

地域生活支援拠点事業 整備方針

西東京市 健康福祉部 障害福祉課

地域生活支援拠点等とは

- ▶ 今後の障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害児者やその家族が安心して生活することができるために、居住支援のための機能（**①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・育成、⑤地域の体制づくり**）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するものです。
- ▶ 第5期障害福祉計画（平成30年度～令和2年度）では、「地域生活支援拠点等について、令和2年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備することを基本とする」としています。
- ▶ 平成28年度第5期西東京市地域自立支援協議会第3回会議（平成29年2月16日開催）にて報告したとおり、西東京市では「面的整備型（地域における複数の機関が分担して機能を担うもの）」を想定しています。

④ 専門的人材の確保・養成の機能

- ▶ 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる人材の養成を行う機能

【課題】

- ・人材育成について、事例検討や勉強会等を実施できる体制を整備する。

【検討状況】

- ・専門的人材のスキルアップのため、専門的人材育成のための研修会・事例検討会の実施を検討する。
- ・喀痰吸引を実施できる専門的人材の養成に向けて、市内事業所に対して喀痰吸引研修、普及啓発等を行うことを検討する。
- ・強度行動障害支援者養成研修の普及啓発等について検討する。

⑤地域の体制づくりの機能

- ▶ 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業、一般相談支援事業等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

【検討状況】

- ・ 地域活動支援センターと基幹相談支援センター、事業受託法人等による話し合いの場を設け、今後の市内の相談体制と併せ、地域の体制づくりについても継続的に協議をしていく。
- ・ 事業所連絡会などを通じ市内の事業所と意見交換しながら議論を重ね、市民ボランティアやコミュニティ活動など当市にある資源を活用し、当市に合った地域の体制づくりを進めていく。